

山梨県公報

第二千五百五号

平成二十七年

四月二十七日

月 曜 日

目次

保安林の指定施業要件の変更予定(三件)……………	二七三
公告	
○平成二十七年年度調理師試験の実施……………	二七四
○土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………	二七四
○基本測量の終了……………	二七五
○基本測量の実施……………	二七五

告示

山梨県告示第百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年四月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南都留郡道志村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、南都留郡道志村(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年四月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南都留郡山中湖村(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年四月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北都留郡小菅村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、北都留郡小菅村(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は択伐による。
小菅村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

● 平成二十七年調理解師試験の実施
調理解師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定により、平成二十七年調理解師試験を次のとおり実施する。
平成二十七年四月二十七日

- 一 試験日時
平成二十七年七月四日（土）午後一時から三時まで
山梨県知事 後 藤 齋
- 二 試験場所
甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学
- 三 試験科目
試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。
 - 1 食文化概論
 - 2 衛生法規
 - 3 公衆衛生学
 - 4 栄養学
 - 5 食品学
 - 6 食品衛生学
 - 7 調理理論
- 四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事したものの

- 五 受験願書受付期間
平成二十七年五月十八日（月）から同月二十二日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から四時までとする。
- 六 受験願書提出場所
住所を管轄する保健所又は中北保健所峡北支所とする。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部健康増進課とする。
- 七 提出書類
 - 1 受験願書
 - 2 履歴書
 - 3 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証する書類
 - 4 調理師法施行規則第四条に規定する施設又は営業において二年以上調理の業務に従事した者であることを証する当該施設の長又は営業主の証明書（受験者が施設の長、営業主、その配偶者若しくは二親等内の血族である場合は、調理師会その他の調理師関係団体の長の証明書）
 - 5 写真（出願前六箇月以内に撮影した正面、上半身及び無帽のものであつて、大きさが縦六センチメートル、横四・五センチメートルのもの）
 - 八 受験手数料
六千円（受験願書に六千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはりつけ、消印しないこと）
手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも返還しない。

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、白根土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。
平成二十七年四月二十七日

一 退任
山梨県知事 後 藤 齋

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	石川 幸三	甲斐市菖蒲沢八五一	平成二十七年三月三十一日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	山本 重高	甲斐市獅子平三七〇	平成二十七年四月一日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成二十七年四月二十七日

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	横内 公明	葦崎市本町一―一―十三	平成二十七年三月三十一日
同	石川 幸三	甲斐市菖蒲沢八五二	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	内藤 久夫	葦崎市円野上円井一二二八―一	平成二十七年四月一日
同	山本 重高	甲斐市獅子平三七〇	同

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 基本測量（機動観測）

二 測量の地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

三 測量の期間 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

二 測量の地域 甲府市、笛吹市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡身延町及び南都留郡富士河口湖町

三 測量の期間 平成二十七年四月二十七日から平成二十八年三月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番